

平成24年2月2日

各位

宮古信用金庫

金融機能強化法に基づく優先出資の引受けに係る 信託受益権等の買取りの決定について

当金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」といいます。）を活用した資本増強について、信金中央金庫と協議のうえ、先般、信金中央金庫に対して資本支援の申込みを行いました。

信金中央金庫では、当金庫の申込みを受け、優先出資の引受けを決定するとともに、金融機能強化法第26条の規定に基づき国に対し当該優先出資に係る信託受益権等の買取りの申込みを行っていましたが、本日、金融庁において買取りが決定されましたので、お知らせいたします。

当金庫は、この決定を踏まえ、優先出資の発行に向けて、下記のとおり法令上必要な手続きを進めてまいります。

今後、当金庫は、今般策定いたしました特定震災特例経営強化計画を着実に実行することにより、地域における金融仲介機能の維持・強化を図るとともに、東日本大震災により被災した地域の復旧・復興および地域経済の活性化に向けて貢献してまいります。

記

1. 本件優先出資の概要

本件優先出資の概要は以下のとおりです。

(1) 優先出資による資本調達概要

種類	社債型非累積的永久優先出資
発行価額	1口につき50,000円（額面金額1口500円）
非資本組入額	1口につき25,000円
発行総額	10,000百万円
発行口数	200,000口

(2) 優先出資の払込期日

平成24年2月20日(月)

2. 特定震災特例経営強化計画

当金庫は、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に際して、「特定震災特例経営強化計画」を策定し提出しております。

詳細は、別添の「特定震災特例経営強化計画」および同ダイジェスト版をご参照下さい。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

宮古信用金庫 総合企画部

TEL : 0193-62-2400